

知的障害者旅客運賃割引規程

近江鉄道株式会社

知的障害者旅客運賃割引規程

最終改定 平成 31 年 2 月 8 日

(適用範囲)

第 1 条 この規程は知的障害者が介護者とともに当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に区分する。

(1) 第 1 種知的障害者とは次に掲げる者をいう。

イ. 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常に介護を要する程度の者

ロ. (肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、日常生活において常に介護を要する程度の者

(注) 知能指数が 50 以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当するものとされ

ている。

(2) 第2種知的障害者とは前号以外の者をいう。

(介護者)

第 3 条 知的障害者が第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、別に定める場合を除き知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独で若しくは介護者とともに乗車する場合又は12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する

(3) 回数乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する

2 介護者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定に

より発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが 101 キロメートル以上の区間に限る。

(割引率)

第 6 条 知的障害者及び介護者に対する割引率は 5 割とし、10 円未満のは数を切捨てて 10 円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 知的障害者が 6 歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引きを行う。

(介護者の同行)

第 7 条 介護付用乗車券は知的障害者とその介護者が、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第 8 条 知的障害者が知的障害者療育手帳を呈示して乗車券の購求を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び回数乗車券については各券片。）に次の表示をして発売する。

(1) 知的障害者に対する乗車券

○ 直径約 1.5 センチメートル

知的障害者が単独で購求する場合

○ 直径約 1.5 センチメートル

(2) 介護者に対する乗車券

○ 直径約 1.5 センチメートル

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、
旅客運賃を割引きしないが、乗車券面に○又は○の表示をする。

2 車掌省略列車にあっては、知的障害者療育手帳の確認をしたうえで普通
旅客については割引きの運賃額を收受する。

(旅客運賃払戻し及び乗車変更)

第 9 条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、知的障害者
に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合
でなければ取扱いをしない。

2 既に購入した介護付用乗車券を 1 名のみの乗車に使用する場合は、知的
障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券をともに所持していれば
乗車できる。ただし、は数計算により正規運賃額に不足を生じた場合は、そ

の不足額を收受するものとする。

3 前項の場合であって、片道の乗車距離が 101 キロメートル以上のときは、介護者用の乗車券を払い戻したうえ、券面に療の表示を施すことで身体障害者単独で使用することができる。

(知的障害者療育手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗車券購求の際及び乗車中は知的障害者療育手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなればならない。

(その他の取扱い)

第 11 条 前各条の規定以外の取扱い方は旅客営業規則及び旅客営業取扱細則による。